

■第 434 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 6 月 7 日(木) 14:00~14:55

傍聴者:9 名

議事概要:

(1) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について(平成 23 年 9 月末時点)
・事務局及び厚生労働省から報告。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

- ・「GLU-No. 5 株を利用して生産された L-グルタミン酸ナトリウム」
- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
- ・評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- * 遺伝子組換え微生物により生産され、調味料として使用される食品添加物として申請されています。

(3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

1) 農薬及び添加物「ピリメタニル」に係る食品健康影響評価について

- ・「ピリメタニルの一日摂取許容量(ADI)を 0.17mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 防ばい剤で、日本国内での農薬登録はありません。高麗人参へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。併せて、防かび目的で収穫後の農作物への使用も見込まれることから、添加物としての指定要請がされています。

2) 農薬「フェンピラザミン」に係る食品健康影響評価について

- ・「フェンピラザミンの ADI を 0.12mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。
- * 殺菌剤で、今回、トマト、なす、きゅうり、かんきつ、いちご及びぶどうへの新規登録申請がされています。

3) 遺伝子組換え食品等「除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性ワタ GHB119 系統(飼料)」に係る食品健康影響評価について

- ・『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて『遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準』に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。
- * 除草剤であるグリホサート及びチョウ目害虫に対して抵抗性を持つワタです。

(4) 食品安全委員会の 5 月の運営について

- ・事務局から報告